

第1284回 高知市教育委員会 7月定例会 議事録

1 開催日 令和5年7月28日(金)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第28号 令和6年度使用高知地区小・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く）採択について

日程第3 市教委第29号 令和6年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について

日程第4 市教委第30号 令和5年8月1日付け事務局等職員の人事異動について

日程第5 市教委第31号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について

報告 ○令和5年度教育委員会事務の点検・評価について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	山 中 浩 介
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	竹 内 清 貴
	学校教育課教育企画監	市 原 俊 和
	学校教育課学力向上指導監	岩 城 多加仁
	青少年・事務管理課長	濱 田 真 紀
	教育研究所長	越 智 知 恵
	教育政策課長補佐	神 岡 純 子
	青少年・事務管理課担当係長	川 添 美 樹
	学校教育課指導主事	馬 詰 敦
	学校教育課指導主事	渡 邊 拓 哉
	教育研究所指導主事	戸 梶 利 道
	教育研究所指導主事	百 田 博 臣
	教育政策課総務担当係長	栗 本 佳 美
教育政策課主査補	四 國 真 衣	

1 令和5年7月28日(金) 午後3時40分～午後4時45分(たかじょう庁舎5階北会議室)

2 議事内容

開会 午後3時40分

松下教育長

ただいまから、第1284回高知市教育委員会7月定例会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、野並委員、お願いいたします。

野並委員

はい。

松下教育長

本日は議案が4件、報告事項が1件となっています。

議案のうち2議案は8月末までの間、時限秘の内容、1議案が人事案件であることから、秘密会となりますので、先にそれ以外の議案及び報告事項から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

それでは、日程第5 市教委第31号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

青少年・事務管理課長

議案の5ページを御覧ください。市教委第31号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」説明いたします。

高知市青年センター運営委員会は、高知市青年センター条例第21条を根拠として設置しており、青年センターの運営に関し、教育委員会の諮問に応じるとともに、青年センターにおける各種事業の企画及び実施について、教育委員会に対して意見を述べることができると定められています。

委員の定数は10名以内で、任期は2年となっており、本年7月31日で任期満了となることから、この度、委員の委嘱等についてお諮りするものです。

6ページを御覧ください。高知市青年センター運営委員会委員名簿でございます。1番から5番までは学識経験者として、6番から10番までは青年団体等として、今回10名の委嘱を予定しており、うち再任は4名、新任の方は6名となります。新任の方々といたしまして、3番の上野さんは株式会社高知新聞社から「読もっかNIE」編集部主任として、また、5番の筒井さんは高知市立小中義務教育特別支援学校長会から高知市立第四小学校長として、お二方とも日頃から青少年と深く関わっておられることから御推薦いただいたものです。続きまして、6番の池さんは過去に青年センターを利用されていた方として、また、7番の吉田さん、8番の濱口さん及び10番の大内さんはそれぞれ部活動の顧問や現役学生としての活動、また登録団体の指導者としてなど、現在も青年センターを利用されている立場の方でありますことから、御意見をいただけるものと考え、各団体から推薦をいただいたものです。

青年センターは、設立当時から青年の意見を多く取り入れた運営を行ってきており、その経過を踏まえた委嘱となっております。なお、女性委員の比率といたしましては、50パーセントとなっております。説明は以上です。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

青年センターですが、ここにいらっしゃる方々の年齢構成は考えられていますか。

青少年・事務管理課長

8番の方が19歳、10番の方が25歳、最年長の方は4番の方が60歳、2番の方が69歳と、幅広い年齢層になっております。

森田委員

ありがとうございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第31号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第31号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。「令和5年度教育委員会事務の点検・評価について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

はい。資料はクリップ留めになっておりますが、「令和5年度教育委員会事務の点検・評価について」という2枚と、「修正前」「修正後」と書いてある2枚と、カラーの資料が3枚となっております。

「令和5年度教育委員会事務の点検・評価」につきまして、前回の定例会で、内容と令和5年度の対象とする取組、GIGAスクール構想推進事業と不登校対策、学力向上対策につきましては、御審議いただきましたけれども、サブタイトルにつきましては御意見をいただきまして、宿題となっております。その後、検討し決定いたしましたので、今回報告をさせていただくものです。

2枚目にあります修正前、修正後のとおり、改めてサブタイトルについて各担当課から御説明をさせていただきたいと思っております。

学校教育課教育企画監

GIGAスクール構想推進事業につきまして、御説明いたします。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、令和2年度から点検・評価の対象事務として挙げられまして現在に至っております。参考資料として付けております、資料の下に記載しておりますが、令和2年度につきましては、「高知市立学校（小・中・義務教育・特別支援学校）におけるICT機器の整備について」という副題で、主にハードウェア整備に関わる取組を進めてまいりました。令和3年度は、「GIGAスクール構想新たなステージへ デジタル技術を活用した新しい学習スタイルの確立のために」という副題としまして、前年度から続いておりましたハードウェアの整備のほか、教員のICT活用指導力の向上を目指した取組を展開いたしました。令和4年度につきましては、「GIGAスクール構想 次なるステージへ デジタル技術を日常的に活用する“60通りのGIGAスクール構想”のために」という副題としまして、新たに設置したGIGAスクール推進プロジェクトチームが主導しながら、モデル校・推進校を指定し実践が波及するよう取組を進めました。そして、令和5年度につきましては、「GIGAスクール構想 さらなるステージへ 学校と家庭の学びをつなぐデジタル技術の日常的な活用のために」という副題で、学校と家庭の学

びをつなぐという視点と、日常的なデジタル技術の活用という視点で取組を進めてまいりたいと考えております。

こちらの添付した資料の中には、学校と家庭の学びをつなぐという視点で、考えられる取組例を示しております。不登校対策や学力対策につながる事例も挙げているところでございます。

このように、令和5年度につきましては、これまで試験的に実施してまいりましたタブレット端末の家庭持ち帰りを日常的な持ち帰りに発展させ、高知市の児童生徒の課題となっている学習習慣の定着と家庭学習の充実を図るよう、学校と家庭の学びの接続を行いまして、学習の質の向上を図っていく取組を推進してまいります。

それとともに、これまでのGIGAスクール構想推進の取組を継続、強化しまして、日常的なデジタル技術の活用で、「児童生徒を主体」とした「個別最適な学び」と多様な他者と関わり合い学ぶ「協働的な学び」を往還させながら、「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善が図られるよう、学校の支援に努めてまいりたいと考えております。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、以上です。

教育研究所長

不登校対策について、前回、委員の皆様から御意見をいただきました点は大きく3点ございます。

まず1点目は、一貫性を持たせた副題とすること。2点目は、取組の成果として、継続して不登校となる児童生徒数が減ったことも重要な視点であるということ。3点目は、到達目標に関わり、新規の不登校児童生徒数の割合を抑制することだけにならないようにすること。そのようなこととお話いただきました。これら3点につきまして、変更した内容を御説明いたします。

まず、お手元の資料1を御覧ください。項目1には、不登校対策における取組内容として、これまでの道筋を示しております。国の方向性を踏まえまして、令和2年度は組織的な支援体制の構築と多様な教育機会の確保として、校内支援体制の構築を図るために不登校担当教員を配置し、実践的な研究に取り組むとともに、本来支援体制を支えるために教育支援センターみらいを開設し、充実に取り組んでまいりました。そして、令和3年度は組織的な支援体制の強化として、教育支援センターみらいの取組を進めるとともに、校内型として適応指導教室の研究実践にも取り組んでまいりました。そして、令和4年度には、組織的な支援体制の徹底が図れるよう、令和2年度から指定校で取り組んできた成果を普及すべく取り組み、それを提言としてまとめ、全校に周知を図ってまいりました。そこで、令和5年度につきましては、「未来につなぐ 10の提言」の具現化を図るとともに、中学校校区で組織的な支援が切れ目なく行えるよう、小中連携、小小連携を推進し、連続性のある不登校支援体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。そこで、副題を「切れ目のない組織的な不登校支援体制づくりの推進」と変更しております。

次に、項目2「不登校の現状」を御覧ください。右端のグラフは、本市における不登校児童生徒への支援の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒の割合を示したグラフになります。令和3年度と比較し、令和4年度は小・中ともに増加しておりまして、このような成果を基に各学校の支援を後押しし、取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、資料の裏面を御覧ください。こちらは、副題の「切れ目のない組織的な不登校支援体制づくりの推進」について具体的に示したものになります。右上の赤枠に記載しておりますように、到達目標として、中学校第1学年の新規長期欠席者数の出現率の抑制だけでなく、90日以上欠席している全ての不登校児童生徒が、学校内外の関係機関等において相談や支援を受けている状態であることを追記しております。また、中段の内容にも記載しておりますように、一人1台タブレット端末を活用した学習機会を確保し、個別最適な学びを推進していくように考えております。

説明は以上でございます。

学校教育課学力向上指導監

続きまして、学力向上推進室から説明をさせていただきます。先ほどのクリップ留めカラーの資料3枚目を御覧ください。

先日、委員の皆様から御指摘を受けました宿題の回答とともに、昨年度までの対応を受け、到達目標に向けた道筋と、実施しました今年度の取組について御説明いたします。

左上に副題「学力課題の解決に向けた学校組織力の充実」と書かれた資料左上のグラフを御覧ください。ここには、昨年度の全国学力・学習状況調査結果の経年変化を示したものです。小学校は全国平均以上に実施、中学校は全国平均を下回っているものの総じて改善傾向にあります。

資料左下を御覧ください。令和4年度の成果と課題といたしまして、小学校については、国語、算数は昨年度に引き続き全国平均正答率を上回りました。特に算数では過去最高の全国比105という結果になりました。理科では前回の平成30年の実施結果と比較すると、0.4ポイント下回る結果となりました。中学校につきましては、国語、数学、理科ともに全国平均を下回り、国語、数学においては最も全国との差を縮めた昨年度と2年前と比較すると、全国平均正答率との差が広がる結果となりました。成果の要因といたしましては、学力向上推進室の訪問要請を活用し、授業研究を中心とした校内研修を行う学校が大半となったことから、資質能力の育成を目指した授業研究が進められてきたものが要因の一つと考えられます。

また、昨年度から中学校において、社会科、理科の指導主事を配置し、教科も5教科に拡充した訪問を行うことにより組織的な授業改善の意識が高まったと考えます。

しかしながら、学力課題を解決するためには、小中9年間を見通した系統的な学習指導の在り方や、組織的な授業研究体制の支援を更に強化するなどして、学校マネジメントなどの学校組織力の充実が必要であると考えます。

資料の真ん中上段を御覧ください。これは学力向上推進室のミッションを達成するための取組を書いております。私たちのミッションは、持続可能な授業研究体制の構築に向けて学校を自立した存在に高めていくことだと考えています。そのために、左側中段にあります学校の姿を基に、訪問回数を顕著に付け、第2期学力向上アクションプランの到達目標に進むことができるようにと考えています。

次に、資料右側の図は、令和5年度の学力向上推進室の構成と他の教育機関との連携体制です。「次代を見据えた取組の推進」と表記した意図としましては、先ほどの推進室のミッションを果たすためにも各学校が自立していくことが必要です。

しかし、学校が孤立することがないように、他の教育機関とも協力して学校運営していけるようにと考えています。例えば、校長会との連携による自主的な研究体制の構築や高知市教育研究所との連携、また、高知市教育研究会との連携による各教科の授業改善に向けた研究風土の醸成など、推進室として橋渡しができるよう考えています。

そして、裏面を御覧ください。今年度の具体的な学力向上推進室の取組です。

資料の左上を御覧ください。先ほども申しあげましたように、学校の自立に向けて、新体制を1から10の取組を通じて推進していきたいと考えています。推進室の取組としての1丁目1番地は、①の学校経営計画に基づく訪問ですが、特に昨年度との違いとしましては③④⑤の取組です。③の組織力向上推進事業の中では、中学校の学力課題の解決のための一つの方策として、高知市独自で主幹教諭連絡会を年2回行います。また、新規の④の持続可能な研究体制づくりと、⑤の学力向上に向けた体制づくりでは、学校の自立に向けた取組と人材育成を後押しする取組を行います。④は小学校、⑤は中学校の高知市の指定校としていますが、昨年度末に公募という形で募集をかけました。小学校では17校から応募があり、8校を指定しました。中学校では7校の応募があり、3校を指定としました。応募があった学校全てを指定することはできませんでしたが、指導の重点化を図りながら、第2期アクティブプランの目標を達成できるようにと考えております。

また、これからの学校教育を支える基盤的なツールとしてICTの活用は必要不可欠です。これまでの実践とICT等を最適に組み合わせられるよう、GIGAスクール推進プロジェクトチームとともに、学校の学びについて協議しながら、令和型日本型学校教育の構築を推進していきたいと考えております。以上です。

松下教育長

三つの内容につきまして、報告という形で前回からの変更点を説明させていただきました。

この件に関して質疑等はありませんか。

谷委員

この間感想を言ったことに対して丁寧に受け止めていただいて、ものすごくいろいろ考えて修正してくださっていて、すごいと思いました。前回いただいた資料と比べると、随分いろいろなところが変わっていました。大変だったと思います。すごく分かりやすくなっていると思いましたので、是非また進めていただけたらと思います。ありがとうございます。

西森委員

私も同じ感想です。本当に丁寧に受け止めていただきました。こういう形で2年3年4年5年とバージョンアップされてきたものが整理されましたので、恐らく6年7年8年とやっていくときもやりやすくなると思いますので、またよろしくをお願いします。

1点だけ、学力向上の関係で学力向上推進室という副題が外れましたが、詰め込んでいる思いがたくさんあったので、キーワードを入れたら2行3行になってしまうこともあり、そろそろ仕方がないところでしょうか。学力向上推進室の名前は平成30年から出てきてからずっとあったので、学力向上推進室がタイトル上消えてしまっているように見えますが、変わらず活躍としては大きいですね。そこだけです。ただこれ以上どういう言葉にしたらいいか分からないので、やむを得ないと受け止めます。

山中教育次長

ありがとうございます。まず、前回から言いますと、今の事業の進捗状況がどなたにとっても分かりやすいようにというところで、これまでの流れ、どういうところを大切にこれまでやってきたのかということ、委員の皆様から御指摘いただいたことで事務局としても振り返ることができました。ありがとうございます。逆に、振り返ると同時に資料の中には入れさせていただいたところになっております。

それから、ICT、タブレットの活用は単にGIGAスクール構想のところだけではなく、様々なところで必要であるし、今活用しているのではないかという御意見もありましたので、不登校についても学力向上の面においても、今回加筆をさせていただいております。ただ、加筆するだけでよしではなく、具体として、今後その成果や課題についても汲み取っていきたくて考えております。

学力向上につきましては、主体が、学校がどうなのか、子供たちがどうなのかというところで、そのために学力向上推進室がどのような役割を果たしていくかというところがメインになっていきますので、今回はあくまでも主体が学校というところで、そのような形でお示しをさせていただいておりますので、御理解いただけたらと思います。以上でございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

松下教育長

それでは、日程第2 市教委第28号「令和6年度使用高知地区小・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く）採択について」及び日程第3 市教委第29号「令和6年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」ですが、この案件は、8月末までの間、時限秘の内容となっておりますので「秘密会」といたします。

また、日程第4 市教委第30号「令和5年8月1日付け事務局等職員の人事異動について」は、人事案件のため「秘密会」といたします。

委員一同

—————【異議なし】—————

松下教育長

日程第2 市教委第28号「令和6年度使用高知地区小・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く）採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長

まず、資料の説明をいたします。資料1の1から2ページは、本市の「教科書採択の仕組み」と「調査研究方針」でございます。4月の定例会で御説明いたしましたとおり、令和5年度の高知地区教科用図書採択協議会で検討された資料を基に、8月31日までの時限非公開のもと慎重に審議がなされております。3ページは、今回調査研究を行った小学校教科書の一覧でございます。一覧の下側にあります注釈を御覧ください。○印は調査研究対象となったもので、△印は見本本が送付されなかったため、調査研究対象とはならなかったものです。なお、地図や音楽、図画工作や家庭は、もともと2社のみ発行となっております。続いて4ページは、本日の定例教育委員会に先立ちまして、採択協議会会長から教育委員会へ提出された答申でございます。この採択協議会からの答申でございますが、小学校において11教科13種目、調査研究方針に基づき、種目ごとに3種を選定しております。

別添、資料2の報告書1ページを御覧ください。こちらは国語において選定された3種に共通する特徴が記載されております。そして、2ページから5ページまでが発行者ごとの国語の報告書となっております。以下同様に、各種目の共通する特徴が記載されております。

また、先ほど御説明いたしました地図や音楽、図画工作や家庭は、2社のみ発行でございますが、採択協議会におきまして、今回、その全てが相応しいものとして選定されております。

つきましては、種目ごとに1種ずつ、採択をしていただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

項目について質疑がないようでしたら、この案件については、本日の委員会のみで結論を出すことは難しいと思います。次回の委員会までに資料に目を通して、その上で結論を出してはどうかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

松下教育長

それでは、市教委第28号「令和6年度使用高知地区小・義務教育学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く）採択について」は、継続審議といたします。それまでに、資料にお目通しくださるようお願いいたします。

日程第3 市教委第29号「令和6年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

令和6年度以降の高知市立小・中・義務教育学校の特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について、説明いたします。

資料1を御覧ください。はじめに、「学校教育法附則第9条による教科用図書」について説明いたします。1の(1)ですが、小・中・義務教育学校の特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第9条の規定により、学校教育法第34条に定める教科用図書以外の図書を教科用図書として使用することができます。学校教育法第34条に定める教科用図書とは、同学校教育法

第34条第1項に、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と定められており、この規定は、中・義務教育学校及び特別支援学校にも準用されます。

しかしながら、特別支援学級や特別支援学校において用いるための検定済教科書は、現在発行されておられません。また、文部科学省が「文部科学省著作教科書」を編集・発行していますが、その種類は国語、算数・数学、音楽のみに限られております。そこで、特別支援学級及び特別支援学校において、学校教育法附則第9条の規定により、検定済教科書や文部科学省著作教科書以外の図書を教科書として使用することができることになっておりまして、この図書を通称「9条図書」と呼んでおります。

次に(2)についてですが、この9条図書は、検定済教科書では子供の学習に適切でないという場合に使用するもので、これらを用いる場合には検定済教科書の支給を受けずに、代わりに9条図書の支給を受けるということになります。なお、9条図書は検定済教科書と同様に無償で支給され、支給された図書は子供個人のものとなります。

(3)についてですが、9条図書は特別支援教育の教育課程に即して用いられるものですので、教育課程上にない教科に対しては支給できません。

(4)についてですが、9条図書は検定済教科書のように日々これを用いて授業を行うというのではなく、子供の学習活動を発展・拡大させていくための一つの題材として活用されることが多いものでございます。特別支援学級や特別支援学校におきましては、各教科等にわたる内容を総合的に学習することが多くございますが、9条図書はこうした学習活動に対する子供たちの意欲を引き出したり、劇やものづくりなどの活動へと発展・拡大させていくための題材として活用することが多くなっております。

次に、9条図書の採択について説明いたします。採択の流れにつきましては、資料2の1ページを御覧ください。高知県教育委員会からの指導・助言を得て、本市教育委員会事務局が学校代表の意見を参考に調査研究を行い、本教育委員会で審議、採択をお願いするものです。

次に2ページを御覧ください。本年度の本市における学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定基準を示しています。この内容につきましては、本年度の県教育委員会の一般図書選定基準によるものを引用しております。

続きまして、3ページを御覧ください。令和6年度以降使用として新たに調査を行う一般図書の一覧でございます。3ページのナンバー1からナンバー8までの8冊においては、県教育委員会からの指導・助言を受けた図書でございます。ナンバー9、10の2冊については、本市において学校現場からの使用の希望を参考に選んだ図書でございます。よって、合計10冊において本日御審議をお願いいたします。

4ページ以降は、この10冊の本の内容構成や印刷・表現、価格等について調査・研究した結果でございます。また、9条図書は平成15年度以降、採択された図書を順次追加していく形にさせていただいておりまして、本年度までに528冊の一般図書を一覧に掲載しております。

ただし、絶版・品切れ等の理由により入手困難な図書があることから、実際には445冊の一般図書の中から選べることになっております。検定済教科書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加しておりますのは、できるだけ広い選択肢の中から、子供たちの実態に応じてより良い図書を選択できるようにするためでございます。

こちらに、10冊の見本の本を用意してありますので、御覧いただき、御審議をお願いしたいと思います。9条図書についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

松下教育長

例年問題となるのがドリルですが、新たなものがこれです。

西森委員

今回は、こういう音が出るものはありませんでしたね。

松下教育長

音が出るものは今までありましたか。

教育研究所指導主事

はい。採択されているものはあります。

松下教育長

このピアノ形式ですか。

教育研究所指導主事

ピアノ形式のものが3冊あります。

谷委員

自分で弾くこともできるということですね。

松下教育長

はい。これを本というかどうかですね。この本とピアノとどちらが高いのか。

谷委員

アナと雪の女王とかありますね。

松下教育長

その著作権が高いのかもしれない。

西森委員

これはアナと雪の女王、いいですね。

谷委員

絵というか写真ですか、綺麗ですね。

松下教育長

このように付いていることで、教科書として興味を持たせることができます。

谷委員

そうですね。美女と野獣もあります。これだけだと図書と言わないですね。

西森委員

質問です。私は、楽譜を読めなかったり弾けなかったりするのですが、子供の頃に音楽の教科書を渡されても全く読めなかったです。鍵盤を置かれてもどうしようもないので、ピアノは言われたままに弾くわけですが、そういう形ではなくこのように合体型になっていて、特別支援の生徒さんの特性によってはこういうところにわりと興味が引かれるというか、ピアノと教科書をそれぞれ置かれるよりはこちらがいい場合があるということですよ。

教育研究所指導主事

はい。

西森委員

教育効果としてはいいと思うので、細かいことは無視してOKにしているのではないかと思います。

谷委員

「ちくちく言葉」「ふわふわ言葉」など、こういうのは大事ですね。

西森委員

お値段の高すぎないものというのがありますが、その限度はどのようなものでしょうか。駄目だと言っているわけではなくて、これが2,700円、ピアノが付いたものが少し高くて2,980円くらいですか。5,000円超えるとさすがにという感じですか。

教育研究所指導主事

そうですね。あまりにも高いかと思えます。

西森委員

そうですね。

谷委員

こういう図書はいいと思います。

西森委員

にゃんこ大戦争に関して言うと、特別支援の何かなのか、一般的にですが、大抵の子供は教科書をあまり面白く読めないようになっていきます。中には教科書が大好きな子もいますが。それをにゃんこ大戦争で補うわけですね。特別支援教育とあまり区別がないような気がします。選択肢を増やすということですか。

松下教育長

副読本ではなくて教科書として国が買うということになっていくと思います。補うというより、これが教科書ですと教育委員会として言い切ることができるものという話です。

森田委員

小学校の先生が監修している教科書があります。

谷委員

「たっちだいすき」は幼い気がします。これについて、どこがどういいのかを説明してください。

教育研究所指導主事

これについては、発達段階がまだまだこれからというお子さんに対して合ってくるのではないかと思います。例えば、特別支援学校の小学部のお子さんの発達段階には、このような本が合うのではないかと考えられます。

教育研究所指導主事

その本を通して、大人とのやり取りを楽しんだりするためのまず第一歩というような教科書になってくると思っております。

谷委員

これもそうですか。

教育研究所指導主事

それは恐らく小学部の1段階のお子さんから中学部の2段階までというか、その楽譜を見て少しでも楽器を弾こうというお子さんまで対応できて、1番低いお子さんに関してはボタンを押すと音楽が流れたりするので、自分が押したことで音が流れるというところを学んだり、いろいろなことを感じたり、音がする方を見たりというように、ピアノの本は幅広く対応できるものと考えております。

谷委員

これはどれくらいの対象年齢ですか。

教育研究所指導主事

小学部から中学部まで対応ができると思います。

谷委員

小学校の低学年までは通常枠でも使いますよね。

教育研究所指導主事

はい。国語や道徳の時間に使うことができたらと考えております。

谷委員

はい。これはまた大分対象年齢が高そうですね。

教育研究所指導主事

そうですね。社会科で、恐らく中学部のお子さんでないとなかなか内容が理解できないのではないかと思います。ただ、全ての漢字に振り仮名も振られているので、漢字が読めないお子さんにも

対応できるのではないかと思います。それから、キャラクターが好きなお子さんが多いので、そういうところもあります。

谷委員

これは何ですか。

教育研究所指導主事

にゃんこ大戦争，ゲームのキャラクターです。

松下教育長

もう1回繰り返すと，県で採択になっているものがピアノ以外の教科書で，高知市だけでピアノの教科書を採択ということですよ。県で採用したからこちらも採用しないといけないということはないですよ。

谷委員

そのピアノとこのピアノの教科書は同じような感じですか。

西森委員

作りは似ていますよね。

確か出版社が違いました。お値段は同じぐらいでしたよね。

教育研究所指導主事

はい。ほぼ同じです。2,980円と2,900円です。

谷委員

結構しますね。音がしますからね。いいと思います。

西森委員

電池を変えないといけないですね。

谷委員

刺激になっていいと思います。

松下教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見もないようですので，この件の質疑を終了し，採決に移ります。市教委第29号「令和6年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって，市教委第29号は，原案のとおり決しました。

（市教委第30号は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし，会議録に記載しない。）

松下教育長

〔秘密会〕を解きます。

以上で，本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時45分

署名

教育長

4番委員
